

雄叫び

2010年  
3月1日  
第78号

JR東海労働組合新幹線関西地方本部  
名古屋車両所分会  
発行者 田川 裕之 編集者 教宣部

会社はただちに愛知県の命令を履行せよ！

私たちが救済申立を行った、組合掲示板から9点の掲示物を撤去したことは、労働組合法第7条第3号に相当する「不当労働行為」と愛知県労働委員会は認定しました。

会社は、ただちに愛知県労働委員会の命令を履行せよ！！

